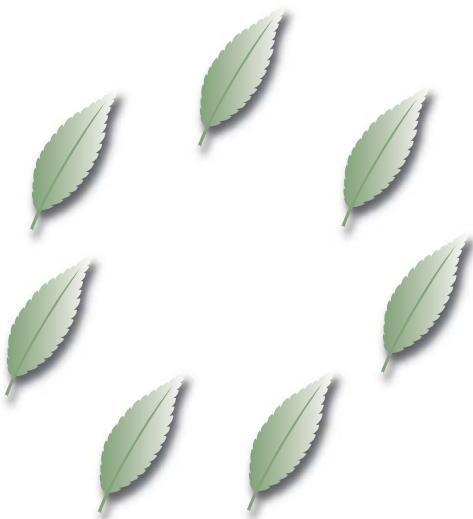


第7章 計画推進のために



第7章 計画推進のために

1 効率的・効果的な行政経営の推進

施策 1 効率的な行政運営…………… 行政経営

施策 2 行政経営力の強化

施策 3 議会・行政委員会…………… 議会・行政委員会

行政経営

現状分析

厳しい財政状況の中で、老朽化した施設の維持管理費や社会保障費、事業実施に伴う公債費の増大により、歳出に占める経常的経費の割合は依然として高く、財政の硬直化により市民サービスの低下が懸念されます。

達成目標

限られた経営資源(ヒト・モノ・力ネ)を効率的・効果的に活用するとともに、社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確につかみ、市民満足度の向上や、公平性・透明性の高い行政運営の実現をめざします。

施策 1 効率的な行政運営

担当部： 総務部／企画部／市民環境部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
情報公開平均処理日数	日	11						9
市職員の数	人	1,187					1,107	—

取り組み

- ・例規の適正な運用とパブリックコメントを推進します。
- ・歴史的文書のデジタル化や収集、管理及び公開を行います。
- ・公文書を適正に保存管理します。
- ・情報公開制度を適正かつ円滑に運営します。
- ・職員の定員管理の適正化と給与の適正化を図ります。
- ・職員の健康管理と福利厚生を図ります。
- ・職員研修を実施し人材育成を図ります。
- ・広域行政組合を、近隣市町と協力連携し共同で運営します。
- ・広域行政組合の再編について検討します。
- ・統計調査の実施と調査員を育成します。
- ・戸籍・住民基本台帳の適正な管理を図ります。
- ・窓口サービスの向上を図ります。

主な事業

- 総務一般管理事業
- 文書法規事務
- 文書管理事業
- 情報公開・個人情報保護事業
- 人事・給与管理事務
- 職員健康管理・福利厚生事業
- 職員研修事業
- 広域行政推進事業
- 統計事務
- 基幹統計調査事業
- 戸籍・住民基本台帳事務

施策 2 行政経営力の強化

担当部： 総務部／企画部／税務部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
経常収支比率	%	78.5						95 以下
実質公債費比率	%	12.9						18 未満

取り組み

- ・遊休地などの活用や処分により公有財産を適正管理します。
- ・公用車の適正な運行管理を行います。
- ・本庁支所庁舎等を適正に管理します。
- ・本庁舎の耐震化と大規模改修に取り組みます。
- ・経常収支や公債費負担に着目した財政運営を行います。
- ・入札及び契約の公平性、透明性及び競争性の向上により適正化を図ります。
- ・公共工事のコストを削減します。
- ・公共施設の適正化や補助金等の整理統合を図ります。
- ・事務事業の見直しや民間委託、指定管理者制度の推進を図ります。
- ・総合計画の着実な推進と進行管理を行います。
- ・大学と地域の連携により地域課題の解決に取り組みます。
- ・地域資源を活用し、ヒト・モノ・力ネが地域でまわる仕組みを作ります。
- ・公金を安全かつ効率的に運用します。
- ・市税の公正で適正な賦課を行います。
- ・公正で適正な収納と滞納整理の強化を図ります。

主な事業

- 公有財産管理事業
- 公用車運行管理事業
- 本庁支所管理事業
- 庁舎耐震化等施設整備事業
- 財政運営事業
- 契約検査事務
- 行財政改革推進事業
- 企画調整事業
- 緑の分権改革推進事業
- 会計管理事務
- 固定資産税賦課事務
- 市民税賦課事務
- 納税管理事務

議会・行政委員会

施策 3 議会・行政委員会

担当部： 議会事務局／総務部／監査委員事務局

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
—	—	—						—

取り組み

- ・議会を円滑に運営し、議会活動の活性化を図ります。
- ・議会中継や議会だよりによる広報を充実します。
- ・選挙管理委員会を適正に運営します。
- ・各種選挙の投票率の向上をめざし、啓発を行います。
- ・事務事業の監査を実施し、適正な予算・事務執行を管理します。
- ・公平委員会を適正に運営します。

主な事業

- 議会運営事業
- 議会広報活動事業
- 選挙管理委員会運営事業
- 選挙啓発事業
- 監査事業
- 公平委員会運営事業

①行財政マネジメント

基本計画の各施策の具体的な取り組みである事業について、毎年、前年度の事業評価を行うとともに、3カ年の実施計画を策定し、進捗状況を管理します。また、限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ)を効果的に投入するため、財政状況を的確に把握し、希望都市づくり行動計画の重要度の高い施策の実現を含めて、施策の優先度に基づく事業の執行を行います。

②横断的な考え方による計画推進

本基本計画では、事業や施策の効果・評価を把握しやすくするため、複数の分野に関する事業であっても、一つの施策に位置づけています。しかし、事業の効果を最大限に上げる為には、他施策への効果も念頭において、事業の推進を行います。また、施策を推進するためには、事業間の連携は重要であることから、組織横断的な運営を行い、市政の重要な企画・調査・研究を行うプロジェクトチームを設置するなど、諸問題を解決する効果的な施策の推進を図ります。

③地方分権・地域主権改革への対応

中央集権的な仕組みから、地域のことは地域で決定する分権型の仕組みへの転換を図る地方分権・地域主権改革の進展により、権限の委譲等が進み、地域の総合的な行政主体として、市民に一番身近な基礎的自治体である市の役割を的確に果たしていくことが必要となっています。「自己決定・自己責任」のもと、主体的に自立的な都市経営を目指すため、行財政改革を更に進め、限られた財源を効率的に執行し、更に、職員の資質の向上を図り、質の高い公共サービスの提供に努めます。

■ 関連する主な個別計画

- ・東近江市人材育成基本方針(H18～)
- ・東近江市職員子育て支援プラン(特定事業主行動計画)(H22～H26)
- ・定員適正化計画(H23～H27)
- ・東近江市行政改革大綱(H22～H24)
- ・東近江市集中改革プラン(H22～H24)
- ・東近江市公の施設改革計画(H23～H27)